

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 444

2024年 5 月号 MAY



今月のお知らせ

自動車税・固定資産税など新年度の納税が始まります。

- ✂ 令和6年度の主な税制改正
- ✂ 【倒産防止共済】解約後の再契約に注意
- ✂ 社長の住所が10月から一部非公開に
- ✂ はしやすめ ・アイスクリームの話
- ✂ 税務まめ辞典 ・新紙幣発行に伴う改修費用



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

令和6年度の主な税制改正

所得税・住民税の定額減税

令和6年分所得税・住民税について定額による特別控除が実施されます。

所得制限	所得税は令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの場合は給与収入2,000万円以下）※住民税については令和5年分の合計所得金額が1,805万円以下
特別控除の額	所得税は本人 3万円（住民税は1万円） 合計所得金額48万円以下の配偶者と扶養親族 1人につき3万円（住民税は1万円）
実施方法	給与所得者 所得税：令和6年6月1日以後に支払いを受ける給与や賞与から徴収される所得税から控除 住民税：各市町村より定額減税を控除された後の住民税が給与から徴収されます 個人事業主 令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から本人分の3万円を控除（控除しきれないときは11月の第2期分の予定納税額から控除） ※本人以外の控除や予定納税がない場合は確定申告で控除 年金受給者 令和6年6月1日以後に支払いを受ける公的年金から徴収される所得税から控除

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

夫婦のいずれかが40歳未満、または19歳未満の子を有する世帯について新築の認定住宅等を取得して令和6年1月1日から12月31日までに住宅の用に供した場合は下記の住宅ローン控除が適用されます。

住宅ローン控除の借入限度額（令和6年分）

住宅の区分	子育て世帯	左記以外	控除期間	控除率
認定住宅	5,000万円	4,500万円	13年	0.7%
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円		
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円		

賃上げ促進税制に繰越控除制度の追加措置

令和6年4月1日以後に開始する事業年度から中小企業向け賃上げ促進税制が下記の見直しを行った上、3年間適用が延長されます。

	要件	税額控除率
通常要件	雇用者給与等支給額が前期比1.5%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額の15%
上乘要件	雇用者給与等支給額が前期比2.5%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額の+15%
	教育訓練費が前期比5%以上増加かつ雇用者給与等支給総額の0.05%以上	控除対象雇用者給与等支給増加額の+10%

ただし、法人税（所得税）の20%が上限とし、控除しきれない金額があるときは5年間繰越が可能

なお、賃上げ促進税制の繰越税額控除を適用する場合には、繰越控除をする事業年度の雇用者給与等支給額が前年度より増加していることが要件になりますので、法人税等があっても雇用者給与等支給額が前年度を下回れば、繰越税額控除を適用することができません。

【倒産防止共済】解約後の再加入に注意

倒産防止共済制度とは

掛金の全額が損金や必要経費に算入できる倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）に数多くの事業者が加入しています。そもそも同制度は中小企業の取引先が倒産した際の連鎖倒産を防ぐために創設されたもので、無担保・無保証人で掛金の最高10倍（上限8,000万円）まで借り入れることができるというものです。

掛金は月額5千円～20万円まで自由に選べて、5千円刻みで増額や減額が可能です。最高240万円の年払いもできますので、月払いと年払いを組み合わせると年間で最大460万円を掛けることができます。40か月以上掛けて解約した場合は掛金の全額が戻ってきますので赤字の補てんや設備投資、退職金の原資として利用されています。

ただし、掛金の総額は800万円までが上限となっており、掛金の一部解約はできず、解約する場合は全額を雑収入で計上する必要があります。

令和6年10月1日以後の解約後2年間は経費にできない

例えば300万円の赤字になったので、これまで掛けた800万円を解約した場合、逆に500万円の黒字となりますが、解約後すぐに掛金月額20万円再加入し、決算月に240万円を年払いすればほとんどの利益を圧縮することができました。

税制改正により令和6年10月1日以後の解約については、再加入は可能ですが、支出した掛金については解約日から2年を経過する日までの間に支払った掛金は損金や必要経費にできなくなります。

社長の住所が10月から一部非公開に

法人の登記簿謄本には社長の住所が記載されていますが、法務局に行けば誰でも登記簿謄本を取得することができます。また、オンラインの登記情報提供サービスでも閲覧が可能です。

そのため「知らない人が自宅を訪ねて来た」、「M&A関連のダイレクトメールが届く」といった話を耳にします。最近では闇バイトが横行しており、「社長」というだけで強盗に入られる恐れもあります。

現時点では株式会社のみが対象

これまで会社代表者がDV被害者等である場合は、会社代表者等からの申し出により、その住所を非表示にすることができましたが、令和6年10月1日より、被害を受けるおそれがあるという事情がなくとも株式会社の登記簿謄本に記載されている社長の住所を一部非公開とすることが可能になります。

「代表取締役等住所非表示措置」という制度で、株式会社の代表取締役や清算人が対象です。申し出をすれば登記事項における住所の表示を市区町村までに省略することができます。

ただし、有限会社の取締役や合同会社の代表社員、一般社団法人・NPO法人の代表理事など、株式会社以外の社長は同措置の対象外となります。

申出ができるのは登記申請のタイミングだけ

10月以降に株式会社を新たに設立する場合は住所の一部非公開ができますが、既存の株式会社で社長の住所を一部非公開とできるのは、登記申請のタイミングに限られます。代表取締役の住所変更の登記などをする際に併せて住所非表示措置の申出をしなければなりません。

現時点では登記事項に変更がなければ既存の株式会社の社長の住所を一部非公開とする方法はありません。

住所一部非公開でデメリットも

登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができなくなるため、金融機関から融資を受ける際に不都合が生じたり、不動産取引等にあって必要な書類（会社の印鑑証明書等）が増えたりするなど、一定の支障が生じる可能性があります。

はしやすめ

アイスクリームの話



5月9日はアイスクリームの日です。日本人で初めてアイスクリームを食べたのは江戸幕府が1860年に日米修好通商条約のためにアメリカに派遣した使節団です。使節団のメンバーには勝海舟や福沢諭吉もおり、歓迎会で出されたアイスクリームの味に感銘を受け、当時の日記には「アイスクリン」と書き残されています。ちなみに、氷を使ったデザート^{まちだみさぞう}の歴史は古く、平安時代の「枕草子」にはかき氷が登場しています。

日本人で最初にアイスクリームを作ったのは使節団のメンバーの一人だった町田房蔵という人物です。1869年（明治2年）に横浜で牛乳や卵、砂糖で作った「あいすくりん」の販売を開始しますが、値段は現在の価値で約8,000円と非常に高く、一般家庭には手が出ませんでした。

その後、文明開化が加速すると、1875年（明治8年）に東京でアイスクリームが販売されたのを皮切りにレストランのメニューにも加えられていきましたが、それでも庶民には高嶺の花の贅沢品でした。

大正時代半ばになるとアイスクリームの工業化がスタートします。これまでレストランでしか食べられなかったアイスクリームが大量生産されたことで徐々に一般家庭でも食べられるようになりました。今では定番のカップ入りアイスクリームは昭和10年に雪印乳業が製造を開始したのが始まりです。

アイスクリームは乳成分の量によって4種類に分けられます。驚いたのは人気商品のスーパーカップの分類がラクトアイスだったことです。

分類	定義	特徴	主な商品
アイスクリーム	乳固形分 15.0%以上 うち乳脂肪分 8.0%以上	植物油脂を添加できない 乳脂肪分が多いとミルク風味が濃厚	ハーゲンダッツ パルム
アイスミルク	乳固形分 10.0%以上 うち乳脂肪分 3.0%以上	アイスクリームよりはあっさりした 味わい	雪見だいふく ジャイアントコーン
ラクトアイス	乳固形分 3.0%以上	カロリーが上記2つより高い傾向	スーパーカップ
氷菓	上記以外	乳固形分がほとんどない	ガリガリ君

2023年の総務省の家計調査によるとアイスクリームの一世帯あたりの支出額は11,580円と4年連続で1万円を超えています。地球温暖化により年々増加傾向にあるようです。

税務まめ辞典

新紙幣発行に伴う改修費用

いよいよ7月に20年ぶりに新紙幣が発行されます。新紙幣に対応するための改修費用が高額で、いまだに新500円硬貨に対応していない自動販売機やコインパーキングなども多数存在する中、新紙幣にまで対応できるのか不安が残ります。小売店や発売機を置く飲食店では新紙幣については手作業で対応するという話も出ています。

一般的に設備等の改修をした場合、通常の維持管理や原状回復のための費用は修繕費として計上します。

一方、固定資産の価値を高めたり、新たな機能を付加した場合は「資本的支出」となり固定資産として計上することになります。

新紙幣発行に伴う設備等の改修費用は原則として「修繕費」に該当しますが、改修等に伴い新たな機能を追加した場合は修繕費に該当しないためその部分だけ固定資産として計上することになります。

例えば、これまで現金のみに対応していたレジをキャッシュレス決済もできる機能を付けた場合はその部分は固定資産で計上することになります。

ただし、消費税のインボイス制度に対応するために行った機能の追加分に対しては新たな機能向上等には該当せず修繕費として取り扱われます。